

特記仕様書

業務番号	23 - B38D
業務名	町道蒲生野南北線排水路検討業務
業務場所	京都府船井郡京丹波町 蒲生 地内
履行期間	契約日の翌日から平成24年3月15日

(業務内容)

(設計) 排水路概略設計

(設計業務)

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務共通仕様書(案)(平成13年1月京都府)」（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」(国土交通省)、「設計便案(案)」（近畿地方整備局）及び「土木構造物設計マニュアル(案)」（建設省)、「京都府の道づくりガイドライン(京都府)」によるものとする。

(成果品の提出)

- 1 報告書は、2部作成し縮小版1部を添えて監督職員に提出するものとする。
- 2 共通仕様書等に定めるものを提出する。

(業務カルテ作成・登録)

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

設計業務

(照査技術者及び照査の実施)

本業務は、照査技術者により、照査を行うものとする。

(提出書類)

京都府が定める「設計業務等関係提出書類」様式に準じて提出する。

(打合せ等)

- 1 業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、**中間打合せ1回**、成果品納入時の**計1回**を行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督職員の協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。
- 2 業務着手時または業務計画書作成時および業務完了時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

(土地への立入り等)

- 1 測量業務を実施する場合、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

(コスト縮減対策)

当該業務では、最適案として選定したケースにおいて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお、この提案を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点等（コスト縮減の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について整理し、コスト縮減設計留意書として提出するものとする。

(設計計画)

業務内容を確認の上、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、連絡体制等を記載した業務計画書を作成する。

(路線選定)

当該地域の自然、社会的条件並びにコントロール物件を考慮し、設計計画により整理された条件に基づき、可能と思われる比較3案の路線を選定し、監督職員と協議の上、最適路線を選定する。

なお、路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土構造物等）、連絡等施設を考慮し計画すること。

(小構造物設計)

応力計算を必要とせず、標準設計図集等から設計できるもので、現場条件に合致するよう設計する。

また、採用根拠となる資料を報告書に含め提出すること。

なお、展開図の作成については監督職員と協議するものとする。

(仮設構造物設計)

構造計算、断面計算または流量計算を必要とする仮設構造物は、現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面、数量計算書を作成するものとする。

(協議資料作成)

受注者は関連機関との協議用資料・説明用資料の作成および支障となる物件を調査し平面図に記入したものを作成するものとする。

(数量計算)

数量計算は、土木工事数量算出要領（案）（近畿地方整備局）に基づき作成するものとする。

（照査）

本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき照査技術者が実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、共通仕様書第1107条5項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

（報告書作成）

報告書作成については「土木設計業務共通仕様書（案）（平成13年1月京都府）」によるものとする。

（その他の特記事項）

- 1 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- 3 紙媒体の成果品には、連絡先（直通の電話番号、FAX番号及びE-mailアドレス、会社名、所属部課名及び担当者名（担当者氏名にはふりがなを入れること。））を必ず明記すること。
- 4 打ち合わせ協議などで発注者から指示された事項の提出期限については、特別の指示のない限り、7日以内とする。なお、これによらない場合は受注者において必ず申し出ること。
- 5 報告書において、電算の結果書を添付する場合は、その入力条件及び計算式が明瞭に確認できる記述を行うものとし、電算の結果書の添付を行わない場合は、計算結果が明確に確認できるようにするものとする。
- 6 設計において、土木関係方書・指針等に準拠した基準及び計算式は必ず出典及び頁数を明記すること。
- 7 設計業務にあたって、明確な計算手法が認められない場合は、計算過程において、その式を採用した根拠を工学的観点より報告書に論述するものとする。
- 8 詳細設計業務において用地買収がある場合は、幅杭表を作成するとともに、必要な用地幅を計画平面図及び横断面図に明示すること。
- 9 構造物詳細設計を行う場合は、工事用として構造物位置の座標値算出を行い、座標リストを提出すること。
- 10 業務の遂行上必要な事項は、仕様書に明記されていないものであっても、発注者と協議の上、受注者の責任において適切な措置を講ずること。
- 11 報告書の内容については、その考え方のフロー図を添付するものとする。また、報告書作成においては、章・節等を明瞭にするものとし、設計業務に係わり使用した「図書・基準書」は報告書の設計条件に明記するとともに、「式・数値基準」については、関係図書及び記載箇所を明示するものとする。

- 12 専門用語については、文末に解説を記述し、どこまでのものを記載するかは発注者の指示によるものとする。
- 13 打ち合わせ協議記録簿については、原則として受注者の方で作成し、打ち合わせ協議後7日以内に提出し、チェックを受けた後、報告書にまとめて添付すること。
- 14 設計に当たって、基本的な条件（例えば、使用する仕様書など）を十分確認し、議事録などにいつ確認したかを記述すること。また、確認に当たっては、明確な形で確認（文書等による確認）すること。このことを怠ったことによって生じた手戻りなどについては、原則として発注者は対応しないものとする。
- 15 この仕様書に定めてある事項でこの調査に馴染まないものについては、監督員と協議の上、省略できるものとする。

（管理技術者及び照査技術者の資格要件）

共通仕様書の第1106号に規定する管理技術者及び第1107条に規定する照査技術者については、次のとおりとする。

- 1 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する部門）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、下記に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - （1） 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
 - （2） 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。
 - （3） 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。
 - （4） APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に4年以上従事している者。
 - （5） RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）。
- 2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、下記に定める業務経験を有しなければならない。
 - （1） 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
 - （2） 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。
 - （3） 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。
 - （4） APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に4年以上従事している者。
 - （5） RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）。